

第3章

基本目標および施策体系

1 計画の基本目標

- 計画の基本となる目標については、認知症基本法の趣旨を踏まえ、次のとおり定めます。

認知症があってもなくても、県民一人ひとりが相互に尊重し合い、支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会を実現する

(基本理念に基づく取組の推進)

- 認知症に関する全ての施策は、共生社会の実現に向けて、認知症基本法第3条に定める基本理念を根幹に据え、施策の立案、実施、評価を一連のものとして実施していきます。

【認知症基本法第3条の基本理念】

- 1 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 2 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- 3 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- 4 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- 5 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- 6 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現

に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。

- 7 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

(認知症の人や家族等が地域で自分らしく生活できるようにする)

- 共生社会の実現に向け、基本理念に沿って施策を推進していくに当たり、誰もが認知症になり得ることを前提に、自分ごととして認知症について考え、認知症の人や家族等、保健医療福祉の関係者だけでなく、広く県民が認知症になっても一人ひとりが個人として尊重され、希望を持って自分らしく暮らし続けられるという「新しい認知症観」を理解する必要があります。そして、認知症の人と家族等の参画・対話を基に、施策を立案、実施、評価し、地域住民、教育関係者、企業等地域の多様な主体が「新しい認知症観」に立ち、それぞれ自分ごととして、認知症施策の実施に連携・協働して取り組む必要があります。
- 認知症の人がその個性や能力を発揮でき、希望を実現しながら本人が希望する場所で新たな仲間等とつながり、これまで培ってきた友人関係や地域社会との絆を持ち続け、自らの人生を大切にし、地域で安心して自分らしく生活できるようにすること、また、家族等も同様に仕事や生活を営むことができるようにすることを意識して取り組んでいくことが重要です。特に、周囲とのつながりが断たれることによる孤立を防ぎ、社会の一員として参画し続けられる環境づくりを推進します。
- 認知症の人が生活する中で、認知症であることを知っておいてほしいと考える友人を含めた周囲の人に、認知症であることを安心して伝え、共有することができ、周囲の人もそれを自然体で受け止めることができる社会であることが望まれます。

2 施策の柱

(基本的施策等の推進)

- 認知症施策について、認知症基本法第 14 条から第 21 条に規定する基本的施策を中心に、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進します。
- 基本目標の実現に向け、計画における施策体系（基本的施策）を 7 つの柱とし、認知症施策の取組を設定します。
県民が暮らす市町における認知症施策の取組への支援に留意し施策の取組方向を定めています。

基本的施策 1 認知症の人に対する県民の理解の増進等

共生社会の実現を推進するための基盤である基本的人権およびその尊重についての理解を推進する。そのうえで、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の人が語る姿など、様々な機会を通じて啓発することにより、県民一人ひとりが認知症に関する知識および認知症の人に関する理解を深めること

基本的施策 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人の声を聞きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの（ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁）を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らせる社会環境を確保していくこと

基本的施策 3 認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望をもって暮らすことができるようにすること

基本的施策 4 認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護

認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活および社会生活を営むことができるように、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ること

基本的施策 5 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人が、居住する地域に関わらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療および福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制を整備し、

人材育成を進めること

基本的施策 6 相談体制の整備等

認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながるように、相談体制を整備し、地域づくりを推進していくこと

基本的施策 7 認知症の予防等

認知症の人を含む全ての県民が、その人の希望に応じて、「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにすること、また、認知症の人および軽度の認知機能の障害がある人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につながることをできるようにすること

